

地方法人特別税 Q & A

(平成22年4月)

Q1 地方法人特別税はなぜ創設されたのですか。

A1 地方法人特別税は、偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して導入されました。

法人事業税の所得割・収入割の標準税率を引き下げることによって法人事業税の約半分に当たる2.6兆円を分離し、国税である地方法人特別税を創設、これを各都道府県に再配分することで、地方間の税収偏在を是正するものです。

Q2 地方法人特別税の創設により、法人の税負担が増えるのですか。

A2 今回の改正については、法人事業税のうち所得割及び収入割の税率を引き下げ、引き下げ後の法人事業税と地方法人特別税を合わせた税負担が現行の法人事業税の負担を上回らないように地方法人特別税の税率を設定しています。したがって、地方法人特別税の創設に伴い、法人の税負担が増えることはありません。

Q3 地方法人特別税の対象となるのはどのような法人ですか。

A3 法人事業税を申告納付する法人が対象になります。

Q4 地方法人特別税はいつから適用になりますか。

A4 平成20年10月1日以後に開始する事業年度及び同日以後の解散（合併解散を除く）による清算所得について適用されます。

Q5 地方法人特別税の申告納付はどのように行うのですか。

A5 地方法人特別税は、法人事業税と同じ申告書・納付書により、法人事業税と併せて都道府県に申告納付します。地方法人特別税を記載する欄が追加された新しい申告書・納付書により申告納付してください。

Q6 地方法人特別税はどのように計算するのですか。

A6 地方法人特別税は、法人事業税のうち所得割額または収入割額の標準税率相当額に対して課します。税額の計算は以下のとおりです。

$$\text{税 額} = \text{基準法人所得割額又は基準法人収入割額} \times \text{税率}$$

注意：基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額のことです。

課税標準	法人の種類	税率
基準法人所得割額	外形標準課税適用法人	148%
	外形標準課税適用法人以外の法人	81%
基準法人収入割額		81%

確定申告書(第6号様式)記載例

地方法人特別税の課税標準(所得金額課税法人の場合)

◆ 事業税(所得割)の算定に「標準税率」が適用される場合

所得割の税額をそのまま地方法人特別税の課税標準として計算します(申告書記載例①を参照)。

◆ 事業税(所得割)の算定に「超過税率」が適用される場合

第6号様式別表14を使用し、標準税率で計算した所得割の税額(基準法人所得割額)を地方法人特別税の課税標準として計算します(申告書記載例②を参照)。

注) 地方法人特別税の課税標準は百円止めであることに注意してください。



【 申告書記載例① 標準税率適用(事業税)の場合 】

< 設例 >

- ・ 資本金1千万円の普通法人(所得割額によって事業税が課税される法人)
- ・ 所得金額 33,500,000円
- ・ 事業年度 12ヶ月

6号様式 (抜粋)

事業税(所得割)	摘要		課税標準				税率 $\left(\frac{\quad}{100}\right)$	税額											
	所得金額総額	③③	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円							
	所得金額総額	③③			3	3	5	0	0	0	0	0	0						
	年400万円以下の金額	③④			4	0	0	0	0	0	0	0	0						
	年400万円を超え年800万円以下の金額	③⑤			4	0	0	0	0	0	0	0	0						
	年800万円を超える金額	③⑥			2	5	5	0	0	0	0	0	0						
	計	③④+③⑤+③⑥			3	3	5	0	0	0	0	0	0						
	軽減税率不適用法人の金額	③⑧					0	0	0				0						
付加価値割	付加価値額総額	③⑨																	
	付加価値額	④⑩					0	0	0				0						
資本割	資本金等の額総額	④①																	
	資本金等の額	④②					0	0	0				0						
収入割	収入金額総額	④③																	
	収入金額	④④					0	0	0				0						
合計事業税額		③⑦+④⑩+④②+④④											1	6	1	9	5	0	0

(地方法人特別税)

58の内訳	摘要		課税標準				税率 $\left(\frac{\quad}{100}\right)$	税額											
	所得割に係る地方法人特別税額	⑤⑥	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円							
	所得割に係る地方法人特別税額	⑤⑥			1	6	1	9	5	0	0	0	0						
	収入割に係る地方法人特別税額	⑤⑦					0						0						
合計地方法人特別税額		⑤⑥+⑤⑦											1	3	1	1	7	0	0

所得金額課税法人なので×81%

! Point 100円止め



Q7 法人事業税に超過税率が適用されていた場合はどのように計算するのですか。

A7 法人事業税において超過税率が適用されている場合には、第6号様式別表14を使用し、所得割額または収入割額を標準税率で計算します。
この標準税率によって計算した所得割額または収入割額（基準法人所得割額または基準法人収入割額）に税率を乗じたものが、地方法人特別税額となります。

【 申告書記載例② 超過税率適用(事業税)の場合 】

＜設例＞

- ・ 資本金1千万円の普通法人（所得割額によって事業税が課税される法人）
- ・ 所得金額 125,500,000円 ・ 事業年度 12ヶ月

6号様式（抜粋）

摘 要		課 税 標 準	税率〔 $\frac{1}{100}$ 〕	税 額
事業税	所得金額総額 (33)	1 2 5 5 0 0 0 0 0		
	年400万円以下の金額 (34)	4 0 0 0 0 0 0 0	2.95	1 1 8 0 0 0 0
	年400万円を超え年800万円以下の金額 (35)	4 0 0 0 0 0 0 0	4.365	1 7 4 6 0 0 0
	年800万円を超える金額 (36)	1 1 7 5 0 0 0 0 0	5.78	6 7 9 1 5 0 0
	計 (34)+(35)+(36) (37)	1 2 5 5 0 0 0 0 0		7 0 8 4 1 0 0
軽減税率不適用法人の金額 (38)	0 0 0		0 0	
付加価値額総額 (39)				
付加価値額 (40)	0 0 0			0 0
資本金等の額総額 (41)				
資本金等の額 (42)	0 0 0			0 0
収入金額総額 (43)				
収入金額 (44)	0 0 0			0 0
合計事業税額 (37) (40)+(42)+(44)又は(38)+(40)+(42)+(44) (45)				7 0 8 4 1 0 0

（地方法人特別税）

摘 要		課 税 標 準	税率〔 $\frac{1}{100}$ 〕	税 額
(58) 所得割に係る地方法人特別税額 (56)		6 4 9 5 5 0 0	81	5 2 6 1 3 0 0
収入割に係る地方法人特別税額 (57)		0 0		0 0
合計事業税額 (56) (57) (58)				5 2 6 1 3 0 0

6号様式別表14（抜粋）

1. 基準法人所得割額の計算

摘 要		所得割の課税標準	税率〔 $\frac{1}{100}$ 〕	基準法人所得割額
所得割	所得金額総額 (1)	1 2 5 5 0 0 0 0 0		
	年400万円以下の金額 (2)	4 0 0 0 0 0 0 0	2.7	1 0 8 0 0 0 0
	年400万円を超え年800万円以下の金額 (3)	4 0 0 0 0 0 0 0	4	1 6 0 0 0 0 0
	年800万円を超える金額 (4)	1 1 7 5 0 0 0 0 0	5.3	6 2 2 7 5 0 0
	計 (2)+(3)+(4) (5)	1 2 5 5 0 0 0 0 0		6 4 9 5 5 0 0
軽減税率不適用法人の金額又は清算所得金額 (6)	0 0 0		0 0	

ここで標準税率に置き直して計算!!



! Point

100円止め

所得金額課税法人なので×81%

超過税率適用

◆ 京都府の法人事業税の税率と標準税率

適用事業年度				平成20年10月1日以後に開始する事業年度		
区分		分割県数	年所得	京都府の法人事業税の税率（標準税率）		
課税方式	資本金の額又は出資金の額	〔事業年度終了日現在〕		所得年400万円以下の金額	所得年400万円を超え800万円以下の金額	所得年800万円を超える金額
所得金額課税法人	1千万円未満	—	4千万円超	2.95 (2.7)	4.365 (4.0)	5.78 (5.3)
			4千万円以下	2.7 (2.7)	4 (4.0)	5.3 (5.3)
	1千万円以上3億円以下	3県以上	4千万円超	5.78 (5.3)		
			4千万円以下	5.3 (5.3)		
		3県未満	4千万円超	2.95 (2.7)	4.365 (4.0)	5.78 (5.3)
			4千万円以下	2.7 (2.7)	4 (4.0)	5.3 (5.3)
	3億円超	3県以上	—	5.78 (5.3)		
		3県未満	—	2.95 (2.7)	4.365 (4.0)	5.78 (5.3)
	清算所得(第9号様式)			5.78 (5.3)		
	特別法人	1千万円未満	—	4千万円超	2.95 (2.7)	3.93 (3.6)
4千万円以下				2.7 (2.7)	3.6 (3.6)	
1千万円以上3億円以下		3県以上	4千万円超	3.93 (3.6)		
			4千万円以下	3.6 (3.6)		
		3県未満	4千万円超	2.95 (2.7)	3.93 (3.6)	
			4千万円以下	2.7 (2.7)	3.6 (3.6)	
3億円超		3県以上	—	3.93 (3.6)		
		3県未満	—	2.95 (2.7)	3.93 (3.6)	
清算所得(第9号様式)			3.93 (3.6)			
課税収入法人額		資本金の額又は出資金の額が3億円以下で、かつ、収入金額が3億2千万円以下の法人			0.7 (0.7)	
	上記以外の収入金額課税法人（保険業法に規定する相互会社はすべて含まれる）			0.765 (0.7)		
外形標準課税法人	1億円超3億円以下	3県以上	4千万円超	3.26 (2.9)		
			4千万円以下	2.9 (2.9)		
		3県未満	4千万円超	1.69 (1.5)	2.475 (2.2)	3.26 (2.9)
			4千万円以下	1.5 (1.5)	2.2 (2.2)	2.9 (2.9)
	3億円超	3県以上	—	3.26 (2.9)		
		3県未満	—	1.69 (1.5)	2.475 (2.2)	3.26 (2.9)
清算所得(第9号様式)			3.26 (2.9)			

- ▶ 普通法人とは、以下の特別法人及び収入金額課税法人以外の法人をいいます。
- ▶ 特別法人とは、医療法人、農業・消費生活・漁業協同組合、信用金庫、中小企業等協同組合（企業組合を除く）等をいいます。
- ▶ 収入金額課税法人とは、電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人をいいます。
- ▶ 外形標準課税法人とは、平成16年4月1日以後に開始する各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人及び特定目的会社を除きます。）の行う事業（収入金額課税される電気・ガス供給業及び保険業を除きます。）に対して課税される法人をいいます。

◆ 地方法人特別税

課税標準	法人の種類	税率
基準法人所得割額	外形標準課税適用法人	148%
	外形標準課税適用法人以外の法人	81%
基準法人収入割額		81%

税 額 = 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率

注意：基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額のことです。